

# 「困ったなあ」

## 「答えます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

### 500万円を振り込んでほしいと 息子からの連絡にどうすれば…

末の息子のことでご相談です。もう35歳になります。

上の兄と姉は何の問題もなく、大学を卒業し、その後就職して、それぞれ家庭を持っています。ところが末息子は登校拒否を起し、家庭内暴力がひどくなり、高校を中退しました。精神科に通わせていましたが、成績は良かったので、遅ればせながら大学入学資格を取って大学にも入ったのですが、希望の大学ではないと不満で、やはりやめてしまいました。

その後私ので勤めもさせたりしていたのですが、いつも人間関係がうまくいかず、続きません。その度に家で暴れて大変にお困りなことです。まず、息子さんは店員だったのか、あるいは店長だったのか。店長であれば、レジの金を使い込むのは業務上横領になり（刑法253条、10年以下の懲役）、店員だと窃盗です（同235条、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

いずれの場合も、被害額は実際にとられた金額であり、店側が警察に被害届なり告訴状を出すというのであれば、被害金について証拠を揃えなければなりません。その際には、なぜすぐに被害に気がつかなかったのか、被害を拡大させてしまったのか、店側の落ち度も問われることになります。

その後のことですが、一人住まいなので、逮捕される可能性も否定できません。もし息子さんに前科がなければ、きちんと弁償をすれば、起訴猶予になる公算も高いし、起訴後であっても執行猶予はつきます。ただ前科があればそうとも言えません。しかし、他人の金は絶対に手をつけてはいけません。

内がもたず、外にアパートを借りてやり、精神科にきちんと通っているのか分りませんが、どう

実は1年前にまた、私の知り合いのコンビニに勤めさせました。そうしたら本人から先日、至急500万円を振り込んでくれと言ってきたのです。大金なので理由を聞いたのですが、なかなか言いません。どうやら店の金を使い込んだ、払わないと

警察に訴えると言われているらしいのです。

びっくりして私知り合いに尋ねたら、お金を使い込んだのは事実らしいのですが、額はそこまでではなく、ただいろいろ迷惑を被ったからということのようです。警察に訴えられるのは困るし、言いなりの額を払わないといけないでしょうか。払わないとどうなりますか。



これまで同様のことはありませんでしたか？一度してしまえば、あとあまり抵抗がないようです。あるいは親が後始末をしてくれるからと気軽にやっているとどうなるかはわかりません。

犯行態様や被害金額を含めて、本人から直接事情を聞かなければ弁護士も動けないというのが本場のところ。未成年ではなし、受任は当然本人からになります。

そのうえで店側に交渉する時には、きちんと額の根拠を出してもらいます。被害金はもちろ

ん、迷惑料という根拠についてもです。相手にすれば、金を払えば懲戒解雇にはせず普通解雇で済ませてやるということもありませんが、弱みにつけこまれて、不当な要求に応じる必要はありません。

いずれにしてもこの後、息子さんがどうしていくのか、そちらのほうも大事です。精神科の先生も含めて、真剣に話し合いをしていくべきだと思いますが、結局は本人にかかっていることで、親御さんとしては頭の痛いことですね。

## A

逮捕されることもあり、本人から直接事情を聞くことが大切。  
店側との交渉では不当な要求に応じる必要はありません。